

# 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の概要

## 1. 趣旨

退職手当制度の一層の適正化を図り、もって公務に対する国民の信頼確保に資するため、退職手当支払後に、在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合、退職した者に退職手当の返納を命ずることとする等、退職手当について新たな支給制限および返納の制度を設ける。

## 2. 概要

以下のとおり、支給制限・返納制度を拡充することとしている。

- ① 退職手当支払後に、在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合、退職した者に退職手当の返納を命ずることとする。  
※ 退職後、退職手当支払前に在職期間中の懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合には、退職手当の支給を制限することとする。
- ② 在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合で、すでに当該職員が死亡しているときには、支払前であれば遺族等に対する退職手当の支給を制限し、支払後であれば遺族等に返納を命ずることとする。
- ③ 退職手当の支給制限に際しては、非違の性質などを考慮して退職手当の一部を支給することが可能な制度を創設する。返納についても、一部を返納させることができ制度を創設する。
- ④ 処分を受ける者の権利保護を図る観点から、懲戒免職処分を受けるべき行為があつたことを認めたことによる支給制限、すべての返納命令を行う際には、退職手当・恩給審査会等に諮詢することとする。
- ⑤ その他、上記の支給制限・返納制度の拡充に伴い、これらの処分があつた場合には、共済年金の一部を支給制限できるようにするための国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法の改正等を行う。